

ふくしま

# 法人会ニュース

2009

7

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



## Contents

第35回通常総会	2
税だより	4
へーなるほど	4
税理士会コーナー	5
ちょっといっぶく	5
税務の窓	6
カメラリポート	7
会員さんこんにちは(蒲倉久夫さん)	8

## 「向日葵」

いつも元気なひまわりさん  
守られてありがとう。

日本画：青柳 佐智子  
(株)アオヤギ



山川 章  
新会長

# 第35回通常総会開催

第35回通常総会は、去る5月28日(木)午後3時30分より福島ビューホテルにて開催された。総会には、平山福島税務署副署長様はじめ来賓と多くの会員が出席。

議事では、任期満了に伴う役員改選の件について提案され、多田会長の退任に伴い、山川副会長が会長に就任された。

その他の議事としては、(1)平成20年度事業経過報告並びに収支決算承認の件、(2)平成21年度事業計画(案)並びに収支予算案承認の件が提案され、異議なく承認可決された。

平成21年度の事業方針として、23年を中途に「公益認定法人」を目指すとともに、全法連、県連と連携を取りつつその準備に着手すること、また、県法連が提携した「法人会・税理士会パートナーシップ」をPR・活用し、会員の拡大や退会防止に努め、また会員の健康増進のためのPETがん検診もおおいにPRすることとした。

重点施策として、(1)組織基盤の強化と会員加入率の向上、(2)税の啓発活動・社会貢献活動の実施、(3)研修事業の拡充・強化、(4)税制改正に

## 理事・監事名簿

(敬称略)

役職	氏名	会社名	役職	氏名	会社名	役職	氏名	会社名
会長	山川 章	(株)山川印刷所	常任理事	阿部 謙一郎	(株)たじまや	理事	石河 徳雄	富久泉工業(株)
副会長	北村 清士	(株)東邦銀行	〃	青木 博一	(株)最賀屋	〃	日下 直哉	(株)クサカ印刷所
〃	石本 朗	(株)福島丸公	理事	古川 拓也	(株)第一印刷	〃	黒澤 幸太郎	(株)黒澤工務店
〃	吉川 昭	福島ネオ工業(株)	〃	梅宮 勇造	福島乳業(株)	〃	齋藤 嘉紀	丸藤ガラス(株)
〃	紺野 晴郎	(有)紺野経営事務センター	〃	桜井 元七	(有)桜井運送	〃	佐藤 正夫	(有)やまろく商店
〃	高橋 道信	東北コピー販売(株)	〃	野尻 榮一	(株)野尻緑産	〃	塩崎 京子	(有)航
〃	齋藤 高紀	(株)たまのや	〃	加藤 守	協三工業(株)	〃	多田 憲司	共進(株)
〃	渡邊 博美	福島ヤクルト販売(株)	〃	三浦 康伸	東開クレテック(株)	〃	手塚 健一	(株)ウェディングエルティ
〃	川瀬 成人	(株)川瀬酒販	〃	伊藤 信弘	(株)いちい	〃	星 勇	福島中央青果卸売(株)
〃	齋藤 義博	(株)丸福織物	〃	加藤 眞司	佐藤工業(株)	〃	真柴 功一	(株)マルセイ
〃	馬場 一祐	馬場建設(有)	〃	小幡 勝也	福島トヨタ自動車(株)	〃	武藤 利寛	(株)辰巳屋
〃	日下部 勉	(株)日下部工業所	〃	三枝 通晃	サンヨー缶詰(株)	〃	村山 広一	陽光社印刷(株)
〃	樋口 久弥	(株)樋口屋商店	〃	守山 勝雄	トーホー産業(株)	〃	高槻 秀夫	(有)ゑびすやフードセンター
〃	佐藤 晃司	(株)富士屋商店	〃	渡邊 照明	(株)いますや旅館	〃	直江 市治	(株)ナオエ
〃	春日 賢	(株)フクシマフロンティアヒグチ	〃	大橋 廣治	日東物産(株)	〃	浅尾 浩一	(有)浅尾設備
専務理事	丹治 幹雄		〃	栗村 正紀	新扇堂(株)	〃	森 敏夫	森電気工事(有)
常任理事	野内 孝昌	丸公食品(株)	〃	今井 明	(株)今井会計事務所	〃	三品 清重	(株)アグリテクノ
〃	富田 建一郎	(株)福島工作所	〃	風間 良一	(有)風間材木店	〃	齋藤 和也	(有)わくや
〃	最上 諭	(株)総合コンサルティング	〃	鈴木 孝之	(株)福島映像企画	〃	丹野 善一	福島紅葉漬(株)
〃	紺野 正雄	(株)A水技研	〃	宮崎 泰明	スナンエクスプレス(株)	〃	森藤 洋一	森藤食品工業(株)
〃	齋藤 亮	(株)ブリテックス	〃	後藤 洋伸	後藤造園土木(株)	〃	横山 友助	桑折ガス(株)
〃	長谷川 登喜雄	(株)ハセガワーク	〃	亀谷 典良	亀谷建設(株)	〃	菊池 吉浩	菊池電設工業(株)
〃	川津 博彰	文化設備工業(株)	〃	大和田 知昭	(株)大丸工務店	〃	山崎 明	(有)山崎工務店
〃	佐々木 明子	(株)佐々木自動車	〃	蒲倉 達也	福島リコピー販売(株)	〃	佐藤 司	(有)佐藤左官
〃	石森 成彦	三兄工業(株)	〃	大波 三貴子	(株)ピュア企画	〃	伊藤 徳男	(株)伊藤土木
〃	千葉 政行	(株)サンベンディング福島	〃	桃井 三夫	(株)日新土建工業所	〃	今村 完治	(株)東洋電子
〃	黒沢 政行	福島信用金庫	〃	引地 正樹	(株)キョーシン金型	〃	紺野 栄二	(有)川俣活版所
〃	伊藤 康男	(株)伊藤組	〃	福地 雅人	(株)フクトウ	〃	佐藤 雅己	福島寝装(株)
〃	庄子 隆二	(有)庄子商店	〃	鎌田 宮人莉	(有)アメリカン美容院	監事	長谷川 好美	(株)長谷川実業
〃	八巻 巖	(有)梁川丸公	〃	古川 節子	(株)第一印刷	〃	鈴木 武雄	(株)ビジネスサポート



する提言・要望、(5)福利厚生事業の推進、(6)情報サービス強化、(7)法人会活動の一般的PRの実施とした。表彰規程に基づき表彰も行われた。

受賞者は次のとおり（敬称略）。

また、仙台国税局からは多田会長に感謝状が贈呈された。

◎役員功労者

多田司朗（共進株）・日下恒夫（株）クサカ印刷所）・菅野晋一（丸進機業株）・氏家又治郎（有）氏家酒店）・新関昌一（福島中央青果卸売株）・佐藤勇（株）丸幸ニット）・大竹重幸（株）クリエートワカマツヤ）・佐藤金一（有）佐藤工務所）・斎藤善重（丸藤ガラス株）・村山陽一（陽光社印刷株）・斎藤正明（富久泉工業株）・岩見政弘（株）岩見）・手塚忠嘉（株）ウエディングエルティ）・高橋貴夫（国見ガス住宅設備株）



日下恒夫氏

◎会員増強表彰

最上諭（株）総合コンサルタンツ）・紺野正雄（株）A水技研）



紺野正雄氏

◎福利厚生制度（経営者大型総合保障制度）推進表彰

会員の部

〈金賞〉

多田司朗（共進株）・石本朗（株）福島丸公

〈銀賞〉

鎌田宮人莉（有）アメリカン美容院

〈銅賞〉

引地正樹（株）キョーシン金型）

真柴功一（株）マルセイ



真柴功一氏

受託会社職員の部

〈金賞〉村島誠（大同生命）

〈銀賞〉高野恭子（大同生命）

〈銅賞〉熊坂英二・熊坂真弓（大同生命）



多田会長には仙台国税局より感謝状が贈呈された

「天地人」を語る

戦国の義将 直江兼続



第35回通常総会記念講演会

総会に先立ち、午後1時30分より通常総会記念講演会が開催された。講師には、NHK大河ドラマ「天地人」の原作者で歴史小説家の火坂雅志氏。「別冊歴史読本」副編集長をつとめたのち、「花月秘拳行」で作家デビュー。「新潟日報」「福島民報」朝刊ほか全国12紙に、上杉謙信の義の心を受け継いだ直江兼続の生涯を描く「天地人」を連載。講演会では、直江兼続が豊臣秀吉に「天下執柄の器量人」、京都の妙心寺住職・南化玄興から「利を見て義を聞かざる世の中に、利を捨て義

をとる人」と評されたことや、上杉謙信や兜の前立ての話等された。

とくに、兜の前立てについては2つの説があり、1つ目は戦の神・愛染明王や愛宕大権現の「愛」の頭文字をつけたもの、2つ目は民を愛す「愛」。北越軍談付録謙信公語録の中で孔子の言葉とかが出てくるが、仁（弱者への思いやり）・義（公のため）に何ができるか）・礼（礼儀）・知（知恵）・信（信頼）の5つを持たなければならぬ。その他に「愛」が出てくるが、仁愛を持って衆人（民）を哀れまなければならぬとある。直江兼続は謙信の教えを聞きながら育ったので、民を「愛」する愛でなにかと言うことで、小説ではそのように書いた。但し、2つの説があることは忘れないでほしいと話された。作品が大河ドラマに選ばれたことにも触れ、「弱いものを守る仁愛の精神が大切。天の声があったのではないか。世の中の動きが私の作品を必要としていた。今の日本の最も欠けているものであり、直江兼続という人物の命をかけた生き様の中にあつたのではないかと思っっている」とおっしゃった。

# 税だより

## 国税

### 異議申立て

税務署長等の行った更正や決定、滞納処分などについて不服があるときは、これらの処分を行った税務署長等に対して不服を申し立てることができます。これを「異議申立て」といいます。

異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に異議申立書を提出することにより行います。

異議申立書を受理した税務署長等は、その処分が正しかったかどうかを調査・審理し、その結果を異議決定書謄本により納税者に通知します。

### ○パンフレット

「こんなときは？税の手続ガイド」  
～税務署等の処分に不服がある  
ご案内～

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjo/ho/pamph/koho/guide/pdf/a-11.pdf>

### ○タックスアンサー

「税務署長等の処分に不服がある  
ときの不服申立手続」

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/fufuku/7200.htm>

## 地方税

### 不動産取得税について

不動産取得税とは、土地や家屋を購入したり、家屋を建築するなどして不動産を取得したときに課税される県の税金です。

納める税額は、取得した不動産の価格に税率を乗じて算出されます。ただし、取得した不動産の価格とは、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格のことをい、不動産の購入価格や建築工事費ではありません。

なお、税率等については、不動産の種類や取得した時期によって異なります。詳しくは、県の税に関するホームページ（「くらしと県税」[www.pref.fukushima.jp/zeimu/](http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/)）をご覧ください。お近くの地方振興局県税部へお問い合わせください。  
(県庁税務課)



七月は文(フ)月、暑中見舞いを書くことからそう名づけられたといわれていますが、この季節になると、いつも頭に浮かぶのは

夕涼み よくぞ男に生まれけり、という江戸時代の俳句です。夕方の行水をすませ禪一本で団扇をつかっ  
て涼をとる、江戸っ子の姿が目に見えるようですが、クーラーがこうもゆきわたった昨今では、家の方  
が過ぎやすいのですから、そ  
う風景はもはや、錦絵

### 村井幸三さんの 「へーなるほど」



の世界のことです。

ただ昭和の初め頃の福島にはその  
雰囲気があり、さらにこの時期にな  
ると、なぜか信夫山には狐火があや  
しく見え隠れして、市民を不思議が  
らせました。昭和の初め福島にお住  
まいだった方はさっさと記憶だと思  
うのですが、近ごろはほとんど語ら  
れることもなくなってきたようなの  
で、忘れられない福島の昔話として  
お話しします。

盆地である福島の暑さは昔からそ

うだったようで、明治時代の新聞に  
も「昨日の炎暑なんと八十七度」な  
どと書いてありますから、現在の表  
示法でいうと真夏日続きだったよう  
です。その暑さを熱風をかき回す扇  
風機とカキ氷などで過ごしていたの  
ですから、当時の暑さの我慢とい  
うのも大変でした。そういう時代で  
したから、陽の落ちる夜を待つ気持  
ちはまた一段です。銭湯で一日の汗  
があたりを包んできます、それを待  
ち構えていたように、どこの家でも  
涼み台という畳一枚ほどの木製の縁  
台を家の前にもちだし、涼みをか  
ねた社交場を作りました。

そして日中の熱気の収まるのを  
まったのですが、そうした夜の幾  
分か私たちの肝を冷やしたのが、信  
夫山の中腹に現れるキツネの嫁入りの  
行列の灯でした。山腹を五つ六つの  
黄色の明かりが点々と横ぎって行  
く、いち早く見つけただれかが「狐  
火だ」と叫ぶと大人も子どもも凍り  
ついたように静まりかえったもので  
した。あれはいったいどういう現象  
だったのでしょうか、当時お山にはご  
んぼ狐という一族が棲んでいるとい  
われていました。私は長いこと彼ら  
の仕業と思ってきましたが、それ  
にしても、その後彼らは一体どこに  
消えたのでしょうか。



# 役員給与の減額改正について

昨年の秋から国内の景気が一気に冷え込んで、県内の会社で厳しい経営を強いられているところが多くなっているようです。お客様と話をすると、資金繰りのことや、役員報酬減額についてどうかといった相談が増えていきます。

役員報酬の改定は、減額についても税法上注意しなければなりません。毎月定額で、決算終了後3ヶ月以内の改定をする「定期同額給与」を採用している会社では、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」がある場合のみ、全額税務上の費用として認められます。

この「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」について法人税基本通達9-2-13を補完する国税庁のQ&Aが平成20年12月にできました。その内容は、①財務諸表の数値が相当程度悪化したこと②倒産の危機に瀕していること③経営状況の悪化したことをあげています。そして第3者である利害関係者（株主・債権者・取引先・従業員）との関係上、役員報酬を減額せざるを得ない事情が生じていけば、経

営が悪化した状況にあるとしています。

今日の状況は大多数の会社で、この「経営状況の悪化したこと」に該当するとおもいます。売上の状況、従業員の賞与カット、外部関係者からの圧力など悪いのは当たり前だろうと、今はすぐに説明できると思いますが。ただし、税務調査は何年か後になるはずですが。そのため、資料を作成し、保管しておくことが大切になります。保管について不安な場合、会計事務所や議事録と添付資料のコピーを保管しておいてもらうのもよいと思います。

取締役会議事録・前年と対比できる試算表・前年と対比できる受注表・利益計画書・金融機関等とのやり取りの記録（メモ）など考えられるだけ残しておけば後の説明がしやすくなります。

東北税理士会福島支部 佐藤 成

ちよっと  
いっふく



広報委員

(株)福島映像企画 鈴木 孝之

## 「めぐりあわせ」

歴史の舞台―史跡は、先人の葛藤や悲喜こもごもをはらみながら今日に受け継がれてきました。

雑誌社主催の史跡めぐりで戊辰戦争の激戦地を訪ねる機会があり、参加しました。歴史ブームを反映してか、関西など遠方からの歴史ファンも含めて大勢の参加者が詰め掛けました。皆さん幕末維新の激動のうねりを体感しながら、名を残した人物や無名の民の生き様などに思いを馳せているようでした。

コースは、二本松市の霞ヶ城公園から大壇口少年隊古戦場、そして本宮市の米沢城ノ内地区古戦場など。慶応4年の戊辰戦争で会津藩討伐に押し寄せた新政府軍（西軍）とこれを阻まんとする旧幕府軍（東軍）との壮絶な戦いは各地で犠牲者を生みました。今なお墓地や路傍、民家の

庭先などに犠牲者の墓石が点在する光景からは、歴史転換の鼓動と新時代の産みの苦しみが伝わってくるようでした。

最も心を打たれたのは大玉村玉井の丘陵地にある「三十一人墓」です。戊辰戦争の折、大玉村では有名な母成峠の戦いの直前に「山入りの戦い」があり、旧幕府軍・伝習第二大隊の三十一人が落命しました。東軍の犠牲者を祀ることは明治新政府から禁じられていましたが、三十一人は地元の方々によって手厚く葬られ立派な墓石が建立されました。時を経て平成3年には墓銘碑や由来を記した案内板も整備されました。

墓銘碑には私の高祖父の実弟が戦死者として名を連ねていました。戦死の事実はかねて知っていました。が、現地で郷土史家の解説に接すると感慨が増します。会津藩などの奥羽列藩同盟に加勢するため決死の覚悟で遠征した旧幕府軍の面々をいつそう身近に感じました。

それにしても、縁あって福島に移り住んだ私が一四〇年前に散った親族の墓に奇しくもめぐり会うという因縁に感慨を覚えました。

私は犠牲者の供養を続けておられる地元の皆様は頭の下がる思いで史跡をあとにしました。

# 税務の窓

## 税のQ&A

### 平成二二年度の改正点 (税率・欠損金の繰り戻し還付請求関係)

**Q** 中小法人を対象とした平成二二年度の法人税の改正点について教えてください。

#### A1 中小法人等の法人税率の特例

中小法人等(注)の平成二二年度四月一日から平成二三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年八〇〇万円以下の金額に対する法人税の税率が二二%から一八%に引き下げられました。

(注) 中小法人等とは、次の法人をいい、A2において同じです。

- ① 普通法人のうち各事業年度終了のときにおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの。
- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

#### A2 中小法人等の欠損金の繰戻しによる還付の請求

法人税法では、当期に生じた欠損金を実質的に前期の所得と通算して法人税額の計算ができるという「欠損金の

繰戻しによる還付」の制度を設けていますが、今回の改正前までは、解散等が生じた場合等の特例を除き、時限立法で一時凍結とされてきました。今回の改正では、現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、次のとおり中小法人等のみ凍結が解除されました。

#### 【制度の概要】

青色申告書である確定申告書を提出する中小法人等は、平成二二年二月一日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その事業年度(以下「欠損事業年度」といいます)開始の前一年以内(以下「還付したいいずれかの事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます)に繰り戻して法人税の還付を請求することができることとなりました。

この制度の適用を受けるためには、次の①から③のいずれにも該当する必要があります。

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること(白色申告の法人にはこの制

- 度の適用はないということです)。
- ② 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること。
- ③ 確定申告書の提出と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること。

繰り返しますが、この制度の適用を受けるためには、欠損金額が生じた事業年度の確定申告書を期限内に提出と同時に、納税地の所轄税務署長に所定の事項を記載した還付請求書を提出する必要がありますのでご注意ください。

この還付請求により還付される金額は、還付すべき金額の算定を行う時に、還付すべき金額、ロ・法人税額、ハ・事業年度の所得金額、ニ・還付所得事

#### 中小法人...?

「④の人格のない社団だそうだ...」



欠損事業年度の欠損金額を基礎として計算することとされています。また、欠損事業年度の欠損金額は、還付金額の計算の基礎として法人が還付請求書に記載した欠損金額を基礎とすることとされていますので、その記載額が限度となります。

#### 【記載上の注意】

還付請求書の「五欄」還付金額」に記載した金額を、欠損事業年度の法人税確定申告書(普通法人の場合は、別表第一(二)のことです)の「一八欄」欠損金の繰戻しによる還付請求税額」の外書及び一九欄の外書に移記することが必要です。

なお、欠損金の繰戻しによる還付請求書の様式は、国税庁のホームページに記載されています(「申告・納税手続」↓「税務手続の案内」↓「法人税」↓「手続名」欠損金の繰戻しによる還付の請求)。

☆ 欠損金の繰戻しによる還付請求もe-Taxが便利です。e-Taxは、インターネットから申告納税等ができるシステムです。

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。国税庁ホームページアドレスは、[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)です。

福島税務署法人課税部門では、e-Tax導入時の出張サポートも行っておりますので、操作方法等でお困りの場合は、お気軽にご連絡ください。(電話)〇二四一五三三二二



# カメラリポート Camera Report



▲ 21・5・12  
新設法人説明会



▲ 21・5・25  
青年部会第2回役員会  
・今年度の事業活動・スケジュールについて  
・委員会メンバー選定について  
・第1回例会について



▲ 21・5・26  
セミナー「中小企業の後継者対策と事業承継、相続税知識」  
講師：鍛冶輝雄氏（東北税理士会福島支部副支部長）



▲ 21・6・11  
決算説明会



▲ 21・5・15  
平成21年度第1回広報委員会  
・ふくしま法人会ニュース4・5月号の反省について  
・ふくしま法人会ニュース6・7月号の編集方針(案)について



▲ 21・5・18  
平成21年度第1回理事会  
・通常総会提出議案の審議  
・福島県法人会連合会理事・各委員会委員選任承認の件  
・表彰規程に基づく受賞者承認の件



▲ 21・6・4  
女性部会役員会  
・今後の事業について  
・県女性連協第10回会員研修会について  
・社団法人福島法人会女性部会設立20周年記念事業について

会社名  
**心は**

えと文・やまひろし



株式会社 サンダーファミリー  
代表取締役社長  
**蒲倉 久夫氏**  
(福島市御山字中川原 116)  
TEL (024) 526-3626

アヒルが出て来るテレビCMで知れた渡ったアメリカ生まれの「がん保険」アフラック。最初、見向きもしなかった国内保険会社がアフラックの成功で、がん保険がいきなり広まっていた。アメリカンファミリー生命保険会社の募集代理店が(株)サンダーファミリーでその社長が蒲倉久夫氏だ。県内最大のシェアを持っている。

蒲倉氏の現在があるのは、福島ヤクルトの創業者山田広助社長との出会いが大きいという。蒲倉氏は昭和二十四年、福島市置賜町で生まれ、県立福島工業高校で野球部に入っていた。その後ボウリングを始め、ブームののってプロを目指していたとき、山田広助氏がVボウルを開店し、その時インスタラクターとして勤務、その間アマチュアで全日本代表の一員としてアジア選手権に出場したほどの腕前となった。昭和五十年Vボウルは閉鎖されたが、福島ヤクルト販売(株)に勤務することが出来た。営業を担当しヤクルトレイさんと共に大いに業績を伸ばした。平成三年から八年間福島ヤクルトの化粧品事業部の主務者としてヤクルトビューティさんと化粧品の販売に全力を傾けた。

「アフラックが外国の保険会社なのに現在のように業績を伸ばせた理由は何？」

「これはテレビCMを使ったということと全国法人会総連合と手を結んだ、ということではないでしょうか。日本の会社ほとんどと契約が結べるということのほかに、その会社の一人と契約しても団体扱いを受けられるということなんです」

「凄いですね。眼の付けどころが違うと思いますね」

平成十一年、福島ヤクルトの関連会社山田広助社長のサンダーファミリーへ次長として勤務。これも世の中の役に立つ仕事だと感じ、親会社福島ヤクルトの三宝の精神で励んだ。

「その三つの宝とは」

「お客様、取引先、社員ということですが、この宝を大事にしていこう、という精神です」

「社名のサンダーファミリーというのは」

「山田さんが始めたからです。山はサンと読めるのでそれに田をつけてサンダーです。山田さんの家族です」

「石橋さんがブリヂストンと言ったのと同じですね。笑っちゃいますね。失礼」

趣味はソフトボールで福島女子高校のソフトボール部OGでつくった「たばなママクラブ」から始まり「一般女子」二チームの監督を二十八年も続けているという。日本一になったことが三回もあると聞いてびっくり。

そのお陰で全国に友人が沢山いるという。本人は、人間関係に恵まれて幸せだと思いい、仕事の契約も紹介が多いと感謝している。人の気をそらさない社長の会話のうまさを感じて帰ってきた。

【七月のこよみ】  
お盆「お墓まいりだつて...」



そろそろ夏がやって来る訳ですが、暑い季節になる頃には一年の半分以上を経過しているというの、少し淋しいという複雑な心境になります。改めて時間の経つ早さを実感する季節が私にとっては夏なのかも知れません。

さて、私が営業という職業をする中で、どうやら営業がうまくいくのか？また社員にどんなことを言ったら理解してもらえるのか？日々考え、悩んでいます。いろいろな意見や考えがある中で、『営業の予習と復習』という言葉を思い浮かびました。『予習・復習』は学生の頃に、耳がタコになるくらい先生に言われた言葉です。やったかどうかは別ですが...

お盆

【営業の予習と復習】とは業種業態により異なると思います。私の立場で考えると、予習はお客様に訪問した際に、お客様にどんなヒントを与えられるか？そのヒントからお客様の声を聞き、要望・課題が見えてくると思います。復習は、お聞きした要望・課題をまとめる。まとめる際に自分なりのヒントを追加してご提案をする。この繰り返しを行うことでお客様の業務効率の改善にお役立ち出来ると考えています。

経営者の方・営業に携わる方によつて様々な考えがあると思います。自分の中で、これだという基軸を作った方は、きっと営業の世界で成功できる方ではないかと思っております... (高橋記)